

第2回 門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ

指定管理者候補者選定委員会

会議名称	第2回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和6年10月11日(金)午後2時から午後4時まで
開催場所	門真中町ビル 会議室E
出席者	(委員) 藤原委員、木下委員、堀内委員、北岡委員、山委員 (事務局) 生涯学習課:清水課長、中村課長補佐、西口課長補佐 佐藤主査、濱田主査、関係員 地域政策課:黒木課長、文能参事、上出主査
案件	(1) 審査方法について (2) 書類審査 (3) プレゼンテーション審査及び質疑応答 (4) 書類審査及びプレゼンテーション審査集計 (5) 総合評価 (6) 指定管理者候補者の決定 (7) 今後の日程について

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より、第2回門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、皆さま大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日は、委員5名中、5名の出席をいただいております。門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第10条に規定されている委員の半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に確認をお願いします。

まず、本日の議事次第でございます。

次に、「第2回選定委員会 席次表」です。

次に、「資料1 選定方法及び採点について」です。

次に、「資料2 書類審査評価基準表」です。

次に、「資料3 書類審査評価個票」です。

次に、「資料4 プレゼンテーション審査評価基準表」です。

次に、「資料5 プレゼンテーション審査評価個票」です。

なお、参考資料としまして、委員及び委員に作成いただいた、評価にあたっての根拠資料、事務局にて作成した、指定管理料についての考え方についての資料を添付しておりますので、審査の際の参考にしていただきますようお願いいたします。

青いファイルの「申請団体からの申請書類一式」につきましては、事前にお渡しさせていただいておりますものをご覧ください。

お手元の資料が不足している方がいらっしゃいましたら、お申し出くださいますようお願いいたします。

揃っておられるようですので、委員長、議事運営のほどよろしく願いいたします。

【委員長】

皆様、お忙しい中、第2回選定委員会にご参集いただき誠にありがとうございます。本日は、書類及びプレゼンテーション審査、質疑応答に対する審査を行います。それでは、事務局から案件(1)「審査方法について」の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件(1)「審査方法について」ご説明をさせていただきます。

資料1の「選定方法及び採点について」をご覧ください。

前回の第1回選定委員会においてご説明いたしましたとおり、まずは書類審査といたしまして、申請団体から提出された書類について、おおよそ20分程度、資料2「書類審査評価基準表」を参照し、資料3「書類審査評価個票」にて採点いただきま

す。なお、審査中に質問事項が生じた場合や意見交換、協議の必要がある場合は、委員長にお申し出ください。

評価項目のうち、(12)「職員の雇用確保の方策と労働条件」につきましては、〇〇委員の評価を、また、(15)「申請団体の経営状況」につきましては、〇〇委員の評価を全員に採用するということを前回委員会で決定しておりますので、採点の終了後、点数のご報告をお願いいたします。

その他の採点の方法としましては、各団体の応募書類の中から評価項目に対応する部分をご覧いただき、A・B・C・D・E・0の6段階で評価いただきます。

評価の判断基準につきましては、「A」【大変良い】、「B」【良い】、「C」【標準】、「D」【劣る】、「E」【大変劣る】の5段階評価又は「0」【評価に値しない】としています。

このA～Eは、選定項目ごとに設定した配点に、Aは1を、Bは0.8、Cは0.6、Dは0.4、Eは0.2をそれぞれ乗じた上で算出後、事務局が全体を集計いたします。

書類審査の得点につきましては、委員1名につき、200点満点とし、5名の委員で合計1,000点満点です。

なお、資料一番下に記載しておりますが、書類審査とプレゼンテーション審査を同日に行うことやプレゼンテーションの内容が提出書類の内容も含むものであるため、資料3「書類審査評価個票」への採点を仮採点とさせていただきます、この時点では回収いたしません。

次に、プレゼンテーション審査です。書類審査後、プレゼンテーション審査のため、申請団体に入室いただきます。

入室後、5分程度を準備時間とし、準備が整い次第、はじめに事務局より、①「貴団体の役員等に本市の市長、議員が加わっていないか」、②「貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいないか」の2点について確認をさせていただきます。その後、10分間プレゼンテーション、20分の質疑応答の計30分で審査いただきます。

審査につきましては、資料4「プレゼンテーション審査評価基準表」をご覧いただき、プレゼンテーションの内容が提出書類の内容と合致しているか、また、申請団体の理念と施設の設置目的との整合性、管理運営手法の具体性、提案内容の実現可能性についてプレゼンテーションを通して採点していただきます。

申請団体からのプレゼンテーション終了後は、委員おひとり様につき4分程度のお時間がございますので、各委員の皆様の立場から、申請団体へ確認したい事項についてご質問していただきますようお願いいたします。

質疑応答につきましては、書類の内容について質問を行っていただいても構いません。

なお、質疑応答の内容も踏まえたうえで、資料5「プレゼンテーション審査評価個票」に書類審査と同様に A～E 又は0にて評価をつけていただきますようお願いいたします。

採点につきましては、15分程度を目安に行っていただければと思います。

配点につきましては、プレゼンテーション審査では各委員100点の合計500点満点とし、書類審査の1,000点を加えた総合得点は1,500点満点とします。

なお、プレゼンテーションの司会進行は事務局の方で行います。

繰り返しになりますが、最初に書類の内容を20分間で仮採点していただき、次のプレゼンテーション終了後の質疑応答を終えた後に書類・プレゼンテーション審査のそれぞれの個票に点数を記入し、採点していただく方式となります。

採点が終了いたしましたら、事務局にて書類・プレゼンテーションの各評価個票を回収し、集計作業に入ります。その間は一時休憩とさせていただきます、集計結果が出ましたら、書類審査の得点とプレゼンテーション審査の総合得点をご報告させていただきます。

なお、書類及びプレゼンテーションの総合得点が、1,500点満点の6割である900点を超えている場合、候補者として決定することとしております。

集計後は「総合評価」として、書類及びプレゼンテーション審査について委員の皆様にご発言をいただき、最後に、「指定管理者候補者の決定」を行っていただきます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

【委員長】

案件(1)「審査方法について」は以上となりますが、なにかご質問・ご意見はございますでしょうか。

—————《 質 疑 》—————

【委員長】

それでは、ただいまから案件(2)「書類審査」に進みます。

個票への得点の記入につきましては、仮採点とし、プレゼンテーションの質疑応答が終了後に改めて最終の評価の記入を行っていただきますようお願いいたします。時間は20分間となります。審査するうえでご質問やご意見などがあれば、適宜ご発言ください。では、開始してください。

(書類審査開始)

【事務局】

書類審査終了5分前となりました。

【委員長】

書類について皆様ご意見等はございますでしょうか。

(20分経過後)

【事務局】

終了してください。

【委員長】

それでは、プレゼンテーション開始時刻の14時45分となれば、申請団体入室いただきます。

【委員長】

それでは、案件(3)「プレゼンテーション審査及び質疑応答」を開始いたします。事務局は申請団体を室内に誘導してください。

プレゼンテーション審査につきましては、事務局に司会進行をお渡しします。

【事務局】

はい。それでは、申請団体を誘導してまいりますので、今しばらくお待ちください。

(申請団体入室)

【事務局】

まずはじめに、事務局より2点確認させていただきます。

貴団体の役員などに本市の市長、議員が加わっていませんか。

【申請団体】

はい。

【事務局】

次に、貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんか。

【申請団体】

はい。

【事務局】

それでは、ただいまよりプレゼンテーションを行っていただきます。時間は10分間です。プレゼンテーションの終了1分前になりましたら、事務局よりベルでお知らせします。

プレゼンテーション終了後は、質疑応答としまして、提出書類やプレゼンテーションに対する委員からの質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

また、プレゼンテーション及び質疑応答で発言された内容はすべて記録され、貴団体が今後、施設管理の運営を行っていただく上で、原則として遵守していただくものとなりますことを申し添えます。

それでは、プレゼンテーションを開始してください。

(申請団体によるプレゼンテーション)

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【事務局】

終了してください。ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移らせていただきます。委員の皆様から、質問があれば、挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

私からは様式第3号「管理業務収支計画書」についてお伺いします。1点目は、支出の中の「その他」や「一般管理費」の内訳について、記載がありませんので具体的な内容及びその算定金額を教えてくださいませんか。

【申請団体】

「その他」の部分は支出項目としてあげている消耗品費や修繕費について、記載の金額を超えるような場合の予備費として計上させていただいております。

「一般管理費」につきましては、突発的な状況が発生した際のクッション的な役割を担うような項目として位置づけております。

今回もちろん想定はしておりますが、人件費等はこれまでの最低賃金の上昇幅であったり、そういった部分を踏まえながら計上しております。ただ一方で、それ以外の突発的な事由であったりとか、そういった事に対応するリスクヘッジの部分というのは一定ございますので、先ほど申しましたとおり、予備費という位置づけでご認識いただければと思います。

【委員】

金額の算定根拠は何かございますでしょうか。

【申請団体】

算定根拠につきましては、記載の金額がそのままというわけではないのですが、

一般的に一般管理費というのは国土交通省が定めるところでは支出額から一般管理費を除いた額の10%であります。10%計上するとなれば、圧迫する部分が様々に出てくるかなと思いますし、あまりにもクッションとしては大きすぎる金額でもありますので、我々としては概ね5%程度に設定させていただいているというのが算定根拠でございます。

【委員】

ありがとうございます。2点目が、収入の中に「事業収入」という項目がございます。支出には「事業費」という項目があると思うのですが、事業収入と事業費が同額ないしは、事業収入が少し多いというケースが一般的かなと思うのですが、事業収入の方が事業費よりも少ない試算となっているので、収支がどういう対応関係となっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

【申請団体】

事業収入については、講座や教室等、自主事業に関する収入でございます。事業費については、指定事業に関する費用も含んだ額となっております。

【委員】

事業費に含まれている指定事業に関する費用は、他の支出項目には含まれていないということでしょうか。具体的にはどのようなものが含まれるのでしょうか。

【申請団体】

生涯学習フェスティバルなどのイベントや、「かどま大学」や「みんなの体育祭」などの講師料などを含んでいます。

【委員】

他の支出項目には含まれていないということよろしいでしょうか。

【申請団体】

はい。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

門真市以外の自治体の指定管理もやっておられるという点についてお聞きしたいのですが、他の自治体とは違う、門真市ならではの市民協働の現状であったり、強みや課題をどのように考えておられるかお聞かせいただけますでしょうか。

【申請団体】

門真市ならではの課題といいますと、なかなか表現が難しいところではありますが、強みの部分からお伝えさせていただきますと、市民の主体的な活動をどのようにして行うのかというところにまで門真市では言及しており、例えば文化芸術であれば、芸術と文化で市民の皆さんの活躍の場を作っていくというプランがしっかり示されていて、それを市民へ発信しているという部分は、あまり他の自治体では見られないところかなと思っており、門真の強みの部分かなと感じております。

また、近年の門真市における民間企業の誘致についても強みとして特に大きく感じられるところかなと思っております。

また、感覚値で申し訳ございませんが、市民と市役所の距離感が近いというところがあるかなと思います。市民と役所が密接で、一緒にイベントなどを盛り合げていくという機運があるなというのが、様々な自治体と関わらせていただいている立場として感じているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【委員】

私から3点ほど質問させてください。令和7年度より、市民プラザでは施設利用料の改定もございますが、その中で、利用者の増加を図るための具体的な手法として特に力を入れていきたい内容について具体的に何かございましたらお聞かせ

いただけますでしょうか。

【申請団体】

今まで一つ一つ別で行っていたフェスティバルやイベントを一体的に、可能であれば同日に開催していくような計画を立てていけたらなと思っておりますが、実際の施設の使用状況や門真市様との調整が必要であると思っておりますので、実現に至るかの具体性については、現段階で申し上げるのは難しいですが、市民プラザフェスティバルとして一体的に動かしていきたいという思いがあります。

【委員】

施設事業計画書の中に、管理経験や業務スキルを兼ね備え、専門性を活かした提案ができる維持管理責任者と常駐設備員を新たに選任すると記載していただいておりますが、設備トラブルや修繕の必要が発生した際などに、これらの人員がいることによるメリットを具体的に教えていただけますでしょうか。

【申請団体】

現在の設備担当の者を専従で配置はしているのですが、より一層知識を持った職員の配置を今回の仕様書に記載いただいておりますので、新たに公民館・市民プラザに責任者として配置させていただいて、より高いレベルの設備の点検や改修提案等を含めて行っていきたいと考えております。

【委員】

常駐での配置ですか。

【申請団体】

そうですね、開館時間全てということではないですが、専従で新たに、できるだけ多くの時間をカバーできるように配置したいというように考えております。

【委員】

わかりました。次の質問ですが、施設事業計画書の中の「管理を安定して行うための体制」ということで、昨今の異常気象に伴い、夏季の気温が非常に高い状況と

なっておりますが、プラザ体育館には現在空調設備が設置されておらず、グラウンドも日陰が少ないため、今後も熱中症の危険性が高くなることが想定されます。管理者として気象庁から熱中症特別警戒アラートが発令された場合や、夏季の緊急対応について考えておられることを教えていただけますでしょうか。

【申請団体】

はい。まず現在の対応としましては、熱中症特別警戒アラートが発令されましたら、館内の涼しい部屋でしっかり休憩をとっていただくようお願いしておりますし、また、経口補水液や保冷剤の準備や、冷凍ドリンクの常備をしております。冷凍ドリンクは通常は販売しているのですが、特別気分が悪いなど、緊急性のある場合は差し上げるなどの対応も考えております。症状が重いと判断した場合は、迷わず救急車を要請するように職員にも伝えておりますので、そのような対策をとらせていただいております。

来年度におきましては、やはりあまりにも暑い状況で施設をご利用される場合や、熱中症特別警戒アラートが発令されている状況で、体育館やグラウンドをご利用される場合は、利用料を返金させていただいて、ご利用を控えていただくというような形も考えていく必要があるのかなと感じております。この件については今後門真市様とも協議を進めさせていただき、可能な限り対応していけたらと考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長】

私から1点だけ。ご提案の中で「シビックプライド」「ファン作り」というワードが印象に残ったのですが、協働コーディネート機能を中間支援組織としてどう進めていくかというところで、質の高い公共サービスの提供、新たなビジネスチャンスの創出、創造的で活力あるまちづくりの実現など、とても大切なことが書かれているのですが、それをどこまで実現できるかという実現可能性について出来る範囲でお話いただけますでしょうか。

【申請団体】

おっしゃっていただきました通り、持続可能なまちづくりというキーワードそのものが、よく使われるものの、非常に壮大であるという認識が我々も前提としてもっております。実際のところ、実現のためには非常に長いスパンを要するものであるとも思っておりますので、我々だけでなしえることが出来るという風には想定していないというところではあります。目指す目的を、門真市様や指定管理者、その他の関係者、ステークホルダーの方々に一致させていく中で一步一步の積み重ねが必要になってくるのかなと思っております。ですので、最初の段階で我々も門真市様がその実現を目指されているというような認識の下で、次年度できることを記載させていただいております。

また、公益の部分につながるようなお話だったと思うのですが、その点についてはずっと継続して支援サポーターとしてできるかわかりませんが、今年度も実施しているようなソーシャルビジネスも企画提案事業、門真市の方々が自らプランを学んで、課題に対するアクションを実現しようという機会づくり、それからそれを芽吹かせて後押しできるような機会を作っていきたいです。報奨金としては50万円を設定しておりますが、我々も特定非営利活動法人をやっている中で、50万円を数年に渡って実現できるような甘いものではないという前提として認識はしているものの、最初の後押しを実現していく。その後に関しては、その都度その都度のアクションなのかなと。ただ、この時点で単年度の企画として私そこまで落とし込めていないというのは事実としてございますが、考え方としてはその認識において行っているという風に思っております。

【委員長】

ありがとうございました。

【事務局】

これでプレゼンテーション及び質疑応答を終了させていただきます。選定結果につきましては、10月下旬を目途に通知いたします。

本日はありがとうございました。

(申請団体退室)

【事務局】

このあと採点となりますので、司会進行を委員長へお戻しいたします。
よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を審査評価基準表に沿って、それぞれの個票への採点を開始してください。

(採点)

【事務局】

採点終了5分前となりました。

【委員長】

皆様、採点は終わられましたでしょうか。

それでは、〇〇委員より(12)「職員の雇用確保の方策と労働条件」の点数とその評価となった理由を参考までにお聞かせください。

【委員】

はい。評価はBとしました。

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【委員長】

ありがとうございました。

では、続いて、〇〇委員より(15)「申請団体の経営状況」の点数とその評価となった理由を参考までにお聞かせください。

【委員】

はい。評価はCです。

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、各委員は、〇〇委員、〇〇委員より報告いただいた点数を記入してください。

何か他に委員の皆様よりご意見はございますでしょうか。

(意見交換)

他にご意見がないようでしたら、採点を終了いたします。

事務局でそれぞれの評価個票を回収し、集計をお願いします。

(集計)

【委員長】

集計結果がでていますので、事務局から説明をお願いします。

(集計結果の配布)

【事務局】

それでは、集計結果についてご報告させていただきます。

書類審査が717点、プレゼンテーション審査が370点で、総合得点が1,087点でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、「総合評価」として、候補者の選定に対しまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思いますので、各委員の皆様、ご発言をお願いいたします。

【委員】

費用の面での縮減について、内容的には少し詰めが甘い部分もあったかと思いますが、過去の経験や他にも多くの指定管理事業をされておられますので、この結果で問題ないかと思えます。

【委員】

書類審査の部分では、集客等についての具体的なご提案があまりなく、そのあたりが少し不安でありましたが、指定管理者としてどこに力を入れていきたいのかという理念などについては書類でもプレゼンテーションでも伝わってきましたので、この結果でよいと思えます。

【委員】

これまでの実績とともに、自信も感じ取れましたので、妥当であると考えております。

【委員】

今回1年間という短期間の募集でしたので、新たな提案については難しい部分もあったのかなという印象ですが、これまでの実績も踏まえた提案でしたので、指定管理者として問題ないかと思えます。しかしながら、少し提案の中であいまいな部分がありましたので、今後契約に向けてしっかりと協議していけばよいのかなという印象でございます。

【委員長】

ありがとうございます。全体として問題なくこれまでもされてこられてますし、今後も管理運営していただける団体様であると思えました。理念をすごくしっかりと持っておられる団体様で、もう少し具体的な提案があればよかったかなというところもありますが、全体として信頼に足る事業者様であると思えました。

長時間にわたり、委員の皆様、事務局の皆様、ご審議お疲れ様でした。

それでは、書類及びプレゼンテーションの総合得点の6割である 900 点を超えましたので、指定管理候補者を申請団体である「特定非営利活動法人トイボックス」

と決定してよろしいでしょうか。

—————「異議なし」—————

【委員長】

それでは、以上のとおり、門真市長に答申を行うことを決定いたします。

各委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議いただき誠にありがとうございました。

最後に、今後の日程について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

今後の日程でございますが、まず、審査結果について、市長に答申し、答申後、申請団体に対し、10月下旬を目途に選定結果を通知するとともに、12月議会に議案を提出し議決を求めます。この議会での可決をもって候補者は指定管理者として決定されます。

また、会議録の公開についてでございますが、本日より2週間以内に、第2回選定委員会の会議の内容を完結にまとめた要旨を公表します。

会議録につきましても、前回会議で申し上げましたとおり、第2回選定委員会終了後速やかに、第1回と第2回選定委員会の会議録を併せて公表します。

委員の皆様へメールにて会議録をお送りさせていただきますので、ご自身の発言箇所の確認をお願いいたします。

最後に、各委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、指定管理者候補者選定に際し、慎重なご審議を賜り、本施設にふさわしい指定管理者候補者を選定いただきましたことを心から御礼申し上げます。

【委員長】

ただいまの内容について、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

無いようでしたら、本日の委員会はこれもちまして閉会としたいと思います。

皆様、本日は、長時間にわたりご審議いただき大変お疲れ様でした。